○坂出市水洗便所改造資金助成規則

昭和60年5月13日規則第13号

改正

平成18年3月31日規則第29号平成23年3月31日規則第4号

坂出市水洗便所改造資金助成規則

(趣旨)

第1条 この規則は、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第2条第8号に規定する本市の処理区域において、くみとり便所(し尿浄化槽による水洗便所を含む。)が設けられている建築物を所有する生活扶助世帯がくみとり便所を水洗便所(汚水管が公共下水道に連結されたものに限る。)に改造するために要する費用の助成(以下「助成金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「生活扶助世帯」とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1 項第1号の生活扶助を受けている世帯をいう。

(助成対象)

- 第3条 この助成の対象は、水洗便所に改造するために必要なもので、次の各号に掲げる経費とする。
  - (1) 便所の改造(便所を水洗便所とするために必要なタンク等の給水装置の設置を含む。)に 要する経費
  - (2) 便所の改造に付随する法第10条第1項の<u>排水設備</u>の設置に要する経費 (助成金の額)
- 第4条 助成金の額は、改造工事に要する費用のうち市長が認めた額とする。
- 第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請人」という。)は、水洗便所改造資金助成金交付申請書(様式第1号)に、福祉事務所長の交付する生活扶助受給証明書(様式第2号)を添えて市長に申請しなければならない。
- 2 前項の申請は、坂出市下水道条例(昭和60年坂出市条例第11号。以下「条例」という。)第5 条に基づく排水設備計画確認申請書と同時に提出しなければならない。

(交付決定)

(交付申請)

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、これを審査したうえで、水洗便所改造資金助成金交付決定通知書(様式第3号)により申請人に通知する。

(工事の着手)

第7条 前条による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から30日以内に工事を着手しなければならない。

(工事を施行する工事店)

- 第8条 水洗便所改造工事を施行する工事店は、市長が指定した工事店でなければならない。 (助成金の交付)
- 第9条 助成金は、条例第6条に基づく検査に合格したのち、第6条の規定による交付決定を受けた者に水洗便所改造資金助成金交付通知書(様式第4号)により通知する。
- 2 助成金は、前条の交付決定を受けた者の水洗便所改造工事を施行した指定工事店に直接交付する。

(助成金の取消し等)

**第10条** 市長は、虚偽の申請その他不正手段により助成金の交付を受けようとした者、または受けた者があるときは、交付の決定を取り消し、既に交付した助成金を返還させることができる。 (補則)

第11条 前各条に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が決める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則** (平成18年3月31日規則第29号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**付 則** (平成23年3月31日規則第4号)

この規則は、平成23年4月1日から施行し、第5条の規定による改正後の管理職手当表に関する 規則別表選挙管理委員会事務局の項の規定は、平成22年10月1日から適用する。

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第9条関係)